

別紙 1

令和 8 年度三重県内卸売市場の活性化に向けた調査業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和 8 年度三重県内卸売市場の活性化に向けた調査業務委託

2 委託業務の目的

県が開設している三重県地方卸売市場（以下、県市場）の活性化に向けた調査及び提案を行うことにより、人口減少に伴い地域の食品流通量が減る状況下での今後の県市場のあり方の検討を加速させる。

なお、市場の活性化については、県内の主要 3 市場（県市場、北勢地方卸売市場、伊勢志摩総合地方卸売市場）の連携が有効であると考えられるため、3 市場の連携を促す視点での調査・提案を行う。

（参考）主要 3 市場

三重県地方卸売市場 <https://www.shijyo-management.com/index.php>

北勢地方卸売市場 <https://www.hokusei-shijou.jp/>

伊勢志摩総合地方卸売市場（公式サイトなし）

3 契約条件

（1）契約期間：契約の日から令和 9 年 3 月 12 日（金）まで

（2）成果品

1）業務完了報告書 1 部

2）以下の 4 に示した委託業務で作成したレポート 3 種、視察資料及び報告書、研修会資料の印刷物各 1 部及び電子データ（電磁的記録媒体（CD 等）に収めること）。

（3）成果品の提出期限 令和 9 年 3 月 12 日（金）

4 委託業務の内容

（1）三重県地方卸売市場の現況把握と課題整理

以下のとおり県市場の場内事業者に対し、ヒアリング調査（各社 1 回以上）や分析を行うこと。①の青果卸売、仲卸には、各社個別にフィードバックできるレポート（A 4 用紙 2 ページ程度）を作成し各社に配布するとともに、①②の結果や県内食品流通の将来予測を踏まえ、県市場全体の活性化に向けた課題や提案をとりまとめたレポート（A 4 用紙 15～20 ページ程度）を作成すること。

①青果卸売 2 社、青果仲卸 4 社

流通の特徴や現状を把握し、各社の強みや改善点を明らかにすること。

②青果の取扱量が多い売買参加者 5 者程度

卸売市場に対する要望、市場以外も含めた商品調達の方向性についてヒアリングすること。

(2) 全国の市場を取り巻く状況の調査

県内市場の参考となるような国や業界の最新の動向（流通の合理化、地元産地との関係など卸売市場に広く関係するもの）を調査し整理する。調査は、市場の規模感、大都市や産地との距離感など、県内市場の条件を踏まえて実施し、県内市場が参考にできる内容とすること。調査した内容は、図表を多用するなどし、市場関係者が理解しやすいレポート（A4用紙15～20ページ程度）にまとめること。現地調査に赴いての調査は必須としない。

(3) 市場における活性化に向けた先進事例の調査（視察）

①視察の想定

時 期：10～11月ごろ（1回）

参加者：10～15名程度

（内訳）県内主要3市場の管理会社（3社）	各1～2名
県内主要3市場の場内青果卸事業者（4社）	各1～2名
その他市場関係者（水産事業者等想定）	数名
県担当者	2～3名

地 域：1泊2日の行程で可能な地域（北陸または中国・四国地域想定）

②視察先の選定

市場活性化に先進的に取り組む県外市場（青果部門）を選定し、県内市場担当者とともに現地視察を実施する。視察先の選定にあたっては、(1)～(2)の調査結果等を踏まえるとともに、物流効率化や近隣大都市圏市場との連携、地元産地との連携など、県内市場の活性化に有益な情報が得られる視察先を選定する。なお、青果部門と水産部門を併設する市場を優先的に選定すること。

また、行程上可能な範囲で、市場以外の視察先（市場と連携した取組が見られる青果産地、販売店等）も提案すること。

③視察の実施

視察の実施に必要な以下の業務を行うこと。

(ア) 視察前

日程調整、行程作成、視察先との調整、参加者の募集、視察先現地での移動手段の確保（マイクロバス等）、宿泊先の確保、視察参考資料の作成、旅行傷害保険加入等、円滑な視察が実施できるよう準備を行うこと。

(イ) 視察中

県内集合場所から解散場所までアテンドを行うこと（松阪駅想定）。

(ウ) 視察後

本視察に参加しなかった市場関係者にも共有できるよう、報告書を作成すること。また、視察参加者に対するアンケートを実施し取りまとめること。

④費用

視察先現地での移動手段（マイクロバス等）、視察料、旅行傷害保険料等、視察に要する経費の一切を支払うこと。ただし、視察先に近接する主要駅または空港までの交通費、宿泊費、視察中の食費は参加者の自己負担とする。

(4) 県内主要市場の活性化に向けた研修会

県内主要3市場に対して2回の研修会を行う。研修対象は3市場の開設者及び卸売業者（青果）とし、その他の市場関係者の参加も可とする（参加者20～30名を想定）。会場は県市場とする（会場使用料不要）。研修内容は以下を想定しており、必要に応じて有益な話題提供ができる専門家を招聘すること。研修時間は2時間程度とし、必要に応じてオンライン配信を行う。

研修の実施に当たっては、日程調整、参加者募集、資料作成、当日の運営、司会進行、オンライン配信等の研修実施に必要な一切の業務を行うこと。

① 1回目

時期：(3)の視察前

内容：(2)の調査結果、(3)の視察先の研修効果を上げるための事前情報を含むこと

② 2回目

時期：(3)の視察後

内容：(2)～(3)の調査結果を踏まえた市場活性化に向けた提案及び提案に対する意見交換を含むこと。

5 業務実施上の条件

- (1) その他、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、三重県と受託者の両者協議により、業務を進めるものとする。
- (2) 本契約に基づく成果品（印刷物及び各種電子データ等）の所有権は、三重県への成果物の引渡しと同時に三重県に移転するものとする。また、成果品（印刷物及び各種電子データ等）の著作権は、成果品の引渡し完了と同時に三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果品に係る著作権人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (3) 見積りには、委託業務に必要な費用の一切を含めること。
- (4) 原則として、業務の再委託は認めない。ただし、業務の一部を再委託する場合で、三重県の承認を得た場合についてはこの限りではない。

6 その他

- (1) 受託者は仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければならない。
- (2) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。
- (3) 本事業に係る成果品の所有権及び著作権は三重県に帰属する。
- (4) 受託者は、契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに三重県に報告し、三重県の指示に従うものとする。

7 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県農林水産部農産物安全・流通課市場班

担当：丸山、山本

電話：059-224-2497 F A X：059-223-1120

E-mail：noan@pref.mie.lg.jp